

八幡平市週休 2 日工事实施要領

令和 7 年 4 月 1 日施行

(目的)

第 1 本実施要領は、八幡平市が所管する工事において週休 2 日を確保する工事（以下、「週休 2 日工事」という。）を実施するために、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 完全週休 2 日（土日祝）とは、作業期間内において土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日に関する法律」という。）に規定する休日を現場閉所することをいう。

(2) 完全週休 2 日（土日）とは、対象期間中の各週において土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で 4 週 8 休（現場閉所率（現場閉所日数の割合）28.5%）以上の現場閉所を行うものとする。なお、受注者自らが土日以外（祝日など）にも現場閉所することは可能とする。

また、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。

(3) 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(4) 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(5) 月単位の 4 週 8 休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日／28 日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(6) 通期の 4 週 8 休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8 日／28 日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(7) 現場閉所日とは、予め定めた休工日であり、1 日を通していずれの現場作業も実施しない日のことをいう（ただし、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を除く）。

(8) 作業期間とは、実工期から準備及び後片付け、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間を除いた期間をいう。

(9) 実工期とは、工事開始日（余裕期間が終了した日）から工事完成日（受注者が工事

完成届を提出する日)までの期間をいう。

(10) 発注者指定型とは、発注者が週休2日に取組むことを指定する方式である。

(11) 週休2日交替制とは、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保する取組をいう。

(12) 週休2日交替制における週休2日(月単位及び通期)とは、休日率(対象期間内に現場に従事した施工体制台帳上の元請け及び下請け全ての技術者及び技能労働者の休日日数の割合の平均(以下「休日率」という。))が28.5%(8日/28日)以上であることをいう。

(対象工事の選定)

第3 発注者は、全ての工事を月単位の週休2日工事の対象として発注することを原則とする。なお、工事の性質上、月単位の週休2日工事に適さない工事は除外する。

2 発注型式は、週休2日工事(発注者指定型)とする。なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、週休2日交替制工事(発注者指定型)を選定できるものとする。

【第I編】週休2日工事(発注者指定型)

(実施手続)

第4 発注者は、入札公告の際、公示文書、特記仕様書等に「週休2日工事(発注者指定型)」の対象であることを明示するものとする。

2 週休2日の取扱いとは以下のとおりとする。

(1) 施工計画書(当初)に、具体的実施日を記載し提出すること。

(2) 週休2日の取組の対象期間は、作業期間内とする。ただし、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等を除くものとする。

受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で監督要領協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

(3) やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(4) 受注者は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所を閉所するものとする。

(5) 橋りょう上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。

(6) 対象期間中は、休工日を明示した実施工程表を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。

(7) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工日とした場合

は、当該作業予定日を休工日に振り替えることができる。この場合、振替作業日以降の修正工程表を速やかに監督職員に提出するものとする。なお、振替作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日（土日祝）の達成とはならないものとなる。

- (8) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えでできるものとする。なお、作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日（土日祝）の達成とはならないものとなる。
- (9) 工事施工中に生じた災害や予期しない現場条件の変化等、受注者の責によらない事情により現場閉所が困難となった場合は、監督職員と協議により週休2日交替制工事に変更することができる。
- (10) 夜間作業など、出勤から作業終了まで曜日を跨ぐ場合、作業終了時間から24時間以上の現場閉所を確保できれば、現場閉所を開始した曜日を現場閉所日と取り扱うことができる。

3 休工日において、以下の場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。

- (1) 発注者が緊急の作業を要請した場合
- (2) 現場見学会等の対応を行った場合
- (3) 現場状況から交通規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他の一切の現地作業を行わない場合。

4 受注者は別紙1を参考に、週休2日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。（A3判程度）

5 週休2日工事（発注者指定型）において交替制による週休2日工事を実施する場合、受注者は、施工計画書（当初）の提出前に、現場閉所が困難となる理由を示し、交替制による週休2日の実施について監督職員と協議するものとする。

（発注者の責務）

第5 発注者は、週休2日工事の実施に当たり取組の支障とならないよう、ウィークリースタンスの基本理念に基づいた対応等を実施するものとし、特に全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるものとする。

2 発注者は、債務負担行為及び繰越等の活用による工期の平準化や余裕期間制度を活用するとともに、週休2日の実現に当たり適切な工期設定を行うよう努めるものとする。

3 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。

（週休2日の実施報告）

第6 受注者は、週休2日の取組結果について、工事完成届を提出する日の20日前（土日等含む）までに、現場閉所日が記載された実施工程表を監督職員に提出するものとする。

2 受注者は、休日が確保されていることがわかる資料（作業日報や週報、出勤簿等のいずれか）を監督職員に提示するものとする。

3 受注者の責により20日前までに実施工程表の提出がされない場合は、第7及び第8を適用しない。

（工事成績評定における評価、達成証明）

第7 発注者は、週休2日の達成を確認した場合、工事成績評定において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。なお、評価方法は、別途定める。

- (1) 完全週休 2 日（土日祝）の達成 評定点合計に追加で 2 点を加點評価する。
 - (2) 完全週休 2 日（土日）の達成 評定点合計に追加で 1.5 点を加點評価する。
 - (3) 月単位の週休 2 日の達成 評定点合計に追加で 1 点を加點評価する。
- 2 受注者は、現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上の達成が確認できた場合、完成検査終了後に、発注者に週休 2 日達成証明書（以下「証明書」という。）の交付を請求することができる。ただし、八幡平市特定市営建設工事共同企業体要綱（平成 17 年八幡平市告示 106 号）第 2 条第 3 号に規定する共同企業体（以下「共同企業体」という。）が施工した工事においては、証明書の請求は、共同企業体の代表者が行うものとする。

（工事費の積算）

第 8 当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に第 2 項で定める補正係数を乗じるものとする。ただし、精算時における現場閉所の達成状況を確認した結果、月単位の 4 週 8 休に満たないものは、通期の週休 2 日の補正係数に変更して契約変更を行うものとする。また、通期の 4 週 8 休に満たないものについては、通期の週休 2 日の補正係数を除した変更を行うものとする。

なお、市場単価方式における補正については、市場単価方式の補正係数を乗じるものとする。

2 補正係数

岩手県県土整備部週休 2 日工事実施要領（平成 29 年建技第 399 号、以下「岩手県要領」という。）第 8 第 2 項の規定に準ずる。

【第Ⅱ編】週休 2 日交替制工事（発注者指定型）

（実施手続）

第 9 発注者は、入札公告の際、公示文書、特記仕様書等に「週休 2 日交替制工事（発注者指定型）」の対象であることを明示するものとする。

2 週休 2 日の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 施工計画書に、交替制による週休 2 日確保を実施する旨を記載し提出すること。
 - (2) 週休 2 日交替制の取組の対象期間は、作業期間全体とする。やむを得ず交替制による週休 2 日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。
 - (3) 対象期間中は、実施工程表に休日率を明示し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。
 - (4) 橋りょう上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、第Ⅰ編の規定による。
 - (5) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休日とした場合は、当該作業予定日を休日に振り替えることができる。
 - (6) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休日に作業する場合は休日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものとする。
 - (7) 休日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、休日として取り扱うことができる。
- 3 工事掲示板等への掲示については、第Ⅰ編の規定による。
- 4 週休 2 日交替制工事（発注者指定型）において現場閉所による週休 2 日を実施する場

合、受注者は、施工計画書（当初）の提出前に、現場閉所による週休2日の実施について監督職員と協議するものとする。

（発注者の責務）

第10 発注者の責務については、第Ⅰ編の規定による。

（週休2日の実施報告）

第11 受注者は、週休2日の取組結果について、工事完成届を提出する日の20日前（土日等含む）までに、休日率が記載された実施工程表を監督職員に提出するものとする。

2 受注者は、技術者及び技能労働者の休日率の達成状況が確認できる既存資料等（出勤簿、工事日誌、休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）を監督職員に提示するものとする。

3 受注者の責任により20日前までに実施工程表の提出がされない場合は、第12及び第13を適用しない。

（工事成績評定における評価、達成証明）

第12 発注者は、週休2日（月単位及び通期）の達成を確認した場合、工事成績評定において、第Ⅰ編の規定により評価するものとする。なお、評価方法は、別途定める。

2 受注者は、現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の達成が確認できた場合、完成検査終了後に、発注者に証明書の交付を請求することができる。ただし、共同企業体が施工した工事においては、第Ⅰ編の規定による。

（工事費の積算）

第13 当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に第3項で定める補正係数を乗じるものとする。ただし、精算時における休日率の達成状況を確認した結果、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更して契約変更を行うものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

休日日数の割合（％）＝ 当該工事における休日日数／作業期間※

※下請けの場合、作業期間は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いて設定する。

【休日日数の割合の平均（休日率）の算出例】

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工（一次下請）	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	4週8休以上
C電設（二次下請）	××	100	25	25.0%	

工事着手前に確認

工事完成時に確認

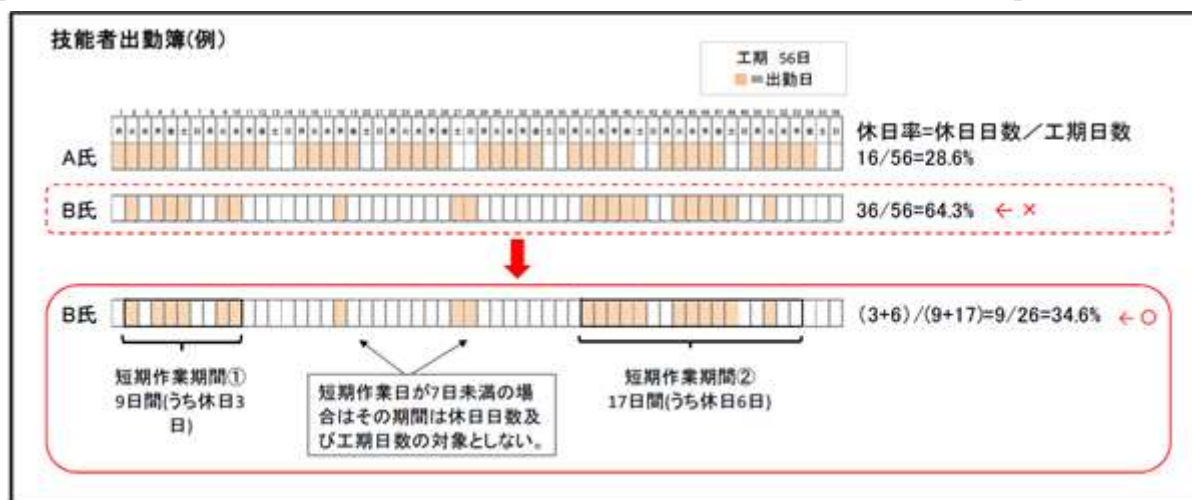
（表中の工期日数を作業期間と置き換えるものとする）

（引用：国土交通省東北地方整備局 週休2日交替制モデル工事の試行における東北地方整備局の運用方針から）

2 短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び作業期間の対象としない。短期作業期間の定義は、作

業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び作業期間の対象としない。

【短期作業期間が偏在する作業形態の作業員における休日日数の割合の算出例】



(図中の工期日数を作業期間と置き換えるものとする)

(引用：国土交通省東北地方整備局 週休2日交替制モデル工事の試行における東北地方整備局の運用方針から)

3 補正係数

岩手県要領第13第3項の規定に準ずる。

(その他)

第14 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (令和6年11月1日市長決裁)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 八幡平市週休2日工事实施要領(試行、令和6年4月1日施行)は、廃止する。

工事現場における週休 2 日工事実施明示の例

この工事は、八幡平市週休 2 日工事です。
建設現場の働き方改革を推進するため、土曜・日曜・祝日の休工に取り組んでいます。

受注者 ○○建設㈱
電 話 0 1 9 ○－○○－○○○○

工事現場における週休 2 日交替制工事実施明示の例

この工事は、八幡平市週休 2 日交替制工事です。
建設現場の働き方改革を推進するため、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組んでいます。

受注者 ○○建設㈱
電 話 0 1 9 ○－○○－○○○○